

市民税・県民税の申告および所得税の確定申告相談日程表

期間中は、お住まいの地域に限らず、どの会場でも申告相談を受けることができます。税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。作成済み申告書の提出のみの場合は、税務課および各地域局、各申告会場で随時受け付けます。

申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、坂本生活改善センター、吹屋分館、中生活改善センターに備えています。(申告書の全世帯への配布は行っていません)

月日	会場	相談時間	地域の目安※
2月16日(木)	市役所1階	午前9時～午後7時	市内全域
2月17日(金)	市民ホール	午前9時～午後4時	松原町、落合町(近似を除く)
2月20日(月)	川面地域福祉センター	午前9時～午後7時	川面町、宇治町、松原町
2月21日(火)		午前9時～午後4時	中井町、高倉町(大瀬八長を除く)
2月22日(水)	有漢地域センター	午前9時～午後7時	有漢町上有漢、中井町
2月23日(木)		午前9時～午後4時	有漢町有漢(八幡・大塚・茶堂・土居・安元・上横見・下横見・緑丘・畦地・貞守)、巨瀬町
2月24日(金)		午前9時～午後4時	有漢町有漢(信清・大谷・羽場・下市・市場・新市場・中市・古市・上市・鈴岳・城下・元重・山形)、巨瀬町、中井町
2月27日(月)	成羽文化センター	午前9時～午後7時	成羽町成羽・羽山、落合町(近似を除く)
2月28日(火)		午前9時～午後4時	成羽町佐々木・星原・下原・下日名・上日名、宇治町
3月1日(水)		午前9時～午後4時	成羽町羽根・小泉・布寄(田原、阿部山を除く)、長地・相坂・吹屋・中野(中野田原を除く)
3月2日(木)	津川総合会館	午前9時～午後4時	津川町、巨瀬町
3月3日(金)	備中総合センター	午前9時～午後7時	備中町東油野・西油野・西山・田原、成羽地域の田原・阿部山・中野田原・坂本
3月6日(月)		午前9時～午後4時	備中町平川・布瀬・志藤用瀬・布賀・長屋
3月7日(火)	川上総合学習センター	午前9時～午後7時	川上町七地・三沢・領家・臘数・吉木
3月8日(水)		午前9時～午後4時	川上町仁賀・地頭
3月9日(木)		午前9時～午後4時	川上町下大竹・上大竹・高山・高山市・大原
3月10日(金)	高梁総合文化会館	午前9時～午後7時	内山下から段町、松山、落合町近似、高倉町大瀬八長、玉川町
3月13日(月)			高梁地域全域
3月14日(火)		午前9時～午後4時	市内全域
3月15日(水)			

各会場とも市内全域対象

※地域の目安は混雑対策に設けていますが、限定するものではありません。生活福祉バス等の移動手段や仕事等のご都合でご利用ください。正午前後や午後3時以降に来場されると比較的待ち時間が少なく相談を受けられます。

※例年、初日(2月16日(木))の午前中は大変混み合う傾向にあります。また、市役所会場は駐車台数に限りがあるため、公共交通機関の利用にご協力ください。

■ 申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおり協力をお願いします。

- ① 申告書を作成済みで、提出のみの場合は、税務課、各地域局で随時受け付けます(郵送可)。この場合は、必ずマイナンバーカードの両面またはマイナンバーの通知カードと運転免許証等の身元確認書類の写しを添付してください。
- ② 農業等の事業所得のある人は、領収書等を整理し、収入・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- ③ 医療費控除を受けようとする人は、事前に医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分け、集計しておいてください。また、保険金等で補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書の日付は、平成28年中のものであることを必ずご確認ください。
- ④ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告の際に保険料等の支払いを証明する書類(控除証明書や領収書)の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。

申告書の作成は国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> 「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。



広島国税局キャラクター 広島主税(ちから)くん

申告と納税は期限内に！

所得税および復興特別所得税・贈与税 **3月15日(水)まで**
消費税および地方消費税(個人事業者) **3月31日(金)まで**

税務署員を装った振り込め詐欺や年金・マイナンバー詐欺、還付金受取口座情報等に関する不審な電話・メールなどにご注意ください！

- ▶ 国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、年金・マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。
- ▶ 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。また、国税庁では、納税者の皆さんに還付金のお知らせや受取口座情報等を確認するメールを送信することはありません。
- ▶ 内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、いったん電話を切り、税務署に問い合わせください。

☎ 高梁税務署総務課 ☎ (22) 2 5 4 6 (音声ガイダンスに従い☑を押してください。)

便利で確実な振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。お申し込みは「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます)に必要事項をご記入・押印の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。